

「知的財産推進計画2016」の策定に向けた意見

平成28年1月28日

一般社団法人 知的財産教育協会
代表理事・会長 棚橋 祐治

「知的財産推進計画2016」の策定に向けて、下記のとおり当協会の意見を申し述べます。

記

1. 育成・確保すべき知財人財像および具体的施策の提言

(1) 「知財マネジメント人財」の育成について

① 知的財産情報をより「積極的」に活用できる人財

知的財産情報、特にいわゆる特許情報（実用新案、意匠、商標の情報も含む）は、特許や意匠等の出願が実際の事業活動に先行して行われており、その件数や分野には経営資源の投資配分も反映されていることから、企業の中長期の「経営戦略」が発現している重要な情報であるが、これまで知的財産部門や R&D 部門中心の活用にとどまり、必ずしも事業戦略やマーケティング戦略の立案に活用されていなかった。

そこで、知的財産情報を事業戦略に沿って「積極的」に活用できる人財が求められている。具体的には、知的財産情報及び公開情報（IR 情報、ニュースリリース、論文等）から他社の様々な戦略（特許戦略に留まらず、事業戦略、マーケティング戦略、研究開発戦略、アライアンス戦略、人事戦略（ヘッドハンティング）等）を推測・予測・把握し、そのような情報にもとづき、自社が比較優位に立つための新たな研究開発戦略、事業戦略、マーケティング戦略さらには企業戦略のオプション（例えば、M&A の候補先選定、カーブアウト事業の選定等）を「積極的」に提案することができる人財や、人財ネットワークを生かした本格的な産学連携を実行できる人財の育成に向けた取組を官民挙げて推進するべきである。

(2) 「グローバル知財マネジメント人財」の育成について

① 国家資格の取得を利用した人財の育成

グローバル競争時代における事業活動に資する「知的財産戦略」、「標準化戦略」、「諸外国における権利化手続き」、「諸外国の関係法規」等に精通した知財マネジメント人財を育成・確保し、日本企業の国際競争力を強化するために、日本の知財関連法規以外の知財マネジメントスキルも判定可能な国家資格（「一級知的財産管理技能士」等）の取得やグローバルな人財交流を促進する取組を推進するべきである。

2. 中小・ベンチャー企業等に対する知財活用支援策の提言

(1) 中小・ベンチャー企業等における知財マネジメント人財の育成について

① 中小・ベンチャー企業、大学等に対する環境の整備

中小・ベンチャー企業に事業戦略の視点で知財マネジメントの重要性を浸透させるため、或いは将来の知財活動の担い手を育成するために、知的財産に関する国家資格保有者（弁護士、弁理士、知的財産管理技能士等）による実践的な研修や、各大学、地方自治体、金融機関等への「出前型」講座を実施する環境を整備しつつ、知財専門職大学院を活用して、知財マネジメント人材の育成を促進すべきである。

また、知的財産教育協会が 2015 年に実施した知的財産管理技能士等を対象としたアンケート結果からは、中小・ベンチャー企業における知財マネジメントの牽引役は、事業の中心的役割を担う事業マネジメント人材が担っている傾向が読み取れるため、事業マネジメント人材が知財マネジメントを体得できる環境を整備すべきである。

②事業戦略の視点でコンサルティングを行う知財人材の客観的評価指標の導入

地域中小・ベンチャー企業に対する強力な支援体制の構築の前提として、「事業戦略の視点でコンサルティングを行える知財人材」の客観的評価指標を設けることが必要である。例えば、特定の国家資格（弁護士、弁理士、知的財産管理技能士等）の取得といった具体的な基準を明確にすることにより、全国の知財人材の質的な面での均一化を図り、地域間格差を是正するよう努めるべきである。

③中小・ベンチャー企業における「一社一人運動」の推進

全ての中小・ベンチャー企業で知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」¹を推進すべきである。

具体的には、中小企業に必要とされる知財人材の具体的な指標や客観的な到達度が明確となるよう、中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人材の育成にも留意した国家資格（「知的財産管理技能検定」等）の取得を推奨し、「一社一人運動」に取り組む中小・ベンチャー企業への支援策の優先適用等のインセンティブ制度を導入すべきである。

（2）知財総合支援窓口機能の強化

①知財総合支援窓口における支援担当者の客観的指標の導入

各企業の個々の状況に応じてきめ細かい支援を行うため、支援担当者や知財アドバイザーには、知財マネジメントの専門知識はもとより企業における事業戦略と連携した知財マネジメントの豊富な実務経験が求められるところであるが、その配置において客観的指標が明確に設けられていないのが現状である。

そこで、支援担当者等の技能の程度の客観的指標として国家資格（弁護士、弁理士、知的財産管理技能士等）を活用すべきである。

（3）中小企業に対する知財支援策の活用の促進

①中小企業の成長ステージに対応した知的財産支援の強化

知的財産教育協会が 2015 年に実施した知的財産管理技能士等を対象としたアンケートにおいては、創業年数に応じて、必要とされる支援の内容が変遷する傾向が見られた（例えば、創業期

¹ 「知的財産人材育成総合戦略」P. 30 を参照。

にあつては助成を主とする支援が必要とされ、10年を越えて事業が一定の成果を上げる時期にあつては自ら経営戦略を組み立て、実行するための情報が必要とされる等)。

よつて、企業の成長ステージに応じた多様な知財支援策が利用可能となるような取組みを促進すべきである。

3. 知財人財の裾野の拡充についての提言

(1) 生徒・学生への知財教育の推進及び知財教育のための環境整備

①高等学校、高等専門学校、大学等における知財科目の必修化の検討

生徒・学生が将来産業人財やクリエイターとして活躍するために必要な実践的な能力を身につけられるよう、高等学校、高等専門学校、大学等において知的財産に関する科目の必修化の検討を促すべきである。

②高等学校、高等専門学校、大学等の知財教育に対する支援

高等学校、高等専門学校、大学等における知財教育の拡充を促すため、弁護士、弁理士、知的財産管理技能士等の知財人財を対象とした講師育成、およびこれらの講師招聘を対象とした講師料および教材費に対する補助を教育機関等に対して行うべきである。

以上